

令和7年度補正予算
自動車等向け再生プラスチック安定供給体制の構築のためのFS事業
公募要領

1. はじめに

我が国は、循環経済への移行を国家戦略と位置付け、産官学の連携により、資源循環を促進し廃棄物を最小化するとともに、天然資源投入量を最小化する仕組みの構築を強力に推進している。プラスチックの資源循環は、資源・廃棄物制約、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題等の観点から世界的な課題になっており、我が国においても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチック資源循環を促進するための各種マイルストーンを設定している。そのうち、プラスチックのリサイクルに関連して、2030年度までにプラスチックの再生利用を倍増するというマイルストーンが掲げられているが、廃プラスチックの約6割は熱回収され、国内でリサイクルされたプラスチックの約7割は輸出されており、再生材の活用拡大は進んでいない現状にある。

一方、令和5年7月に自動車の再生プラスチック最低含有率（25%）の義務化等が盛り込まれたELV（使用済自動車）規則案が欧州で提案されており、2032年に新車として販売される自動車における再生材の利用に係る定量目標等が決定される動きがある。我が国において、自動車製造における再生プラスチックの活用はほとんど行われておらず、グローバルなサプライチェーンを有する我が国の企業にとって、自動車産業への影響が懸念される状況にある。

自動車製造において再生材を活用していくためには、静脈産業における高品質な再生材の安定的な供給能力が必要であり、現在空洞化している資源循環産業を興す必要がある。また、一方で、再生プラスチックを利用することを前提としたものづくりの在り方や、環境価値訴求といった取組等も資源循環産業を興すためには必要となる。そのため環境省は、経済産業省と連携して、我が国における戦略的対応を検討するための「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」（以下「産官学コンソーシアム」という。）を令和6年11月20日に立ち上げ、取り組むべき課題について取りまとめた「アクションプラン」において、自動車向け再生プラ等供給量目標を設定した。令和7年度産官学コンソーシアムでは、供給量目標達成に向けた自動車等向け再生プラスチック集約拠点（以下「再プラ集約拠点」という。）の必要性を共有し、供給量目標達成に向けて令和7年度内にロードマップを取りまとめる予定である。

上記を踏まえ、自動車等向け再生プラスチック安定供給体制を構築するため、自動車向け再生プラスチック関連事業者、地方公共団体等が連携したFS事業を支援することで、再プラ集約拠点の実装に向けた課題抽出及び対応について検討すること目的とし、以下についての公募を行うものとする。

2. 対象事業

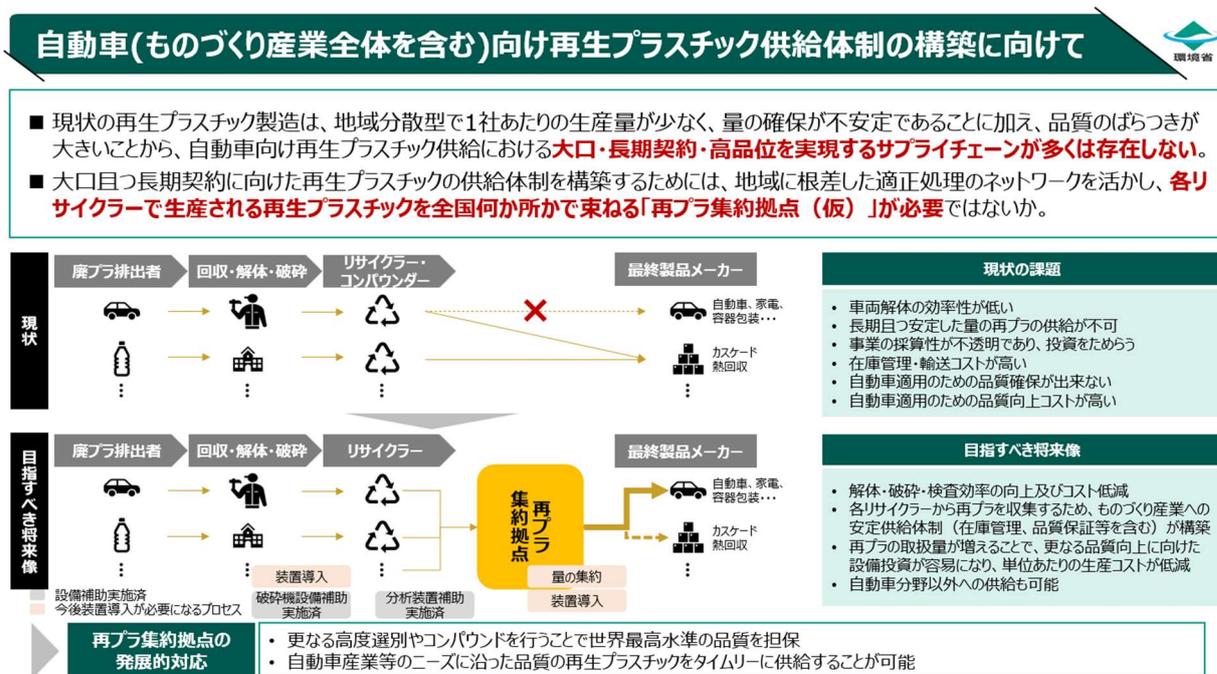
（1）事業の内容

本FS事業実施者は、地域における再生プラ集約拠点の構築に資するFS事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本FS事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）との協力の下に、FS事業の計画を実施する。本FS事業は、構築のために必要となる事前調査、関係者との調整、再プラ集約拠点の効果検証、実装に向けたロードマップ作成等について、その費用の支

援及び技術的支援を行うものである。

また、本FS事業と連携して実施する「令和7年度自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進業務」の請負先（以下、「産官学連携業務請負事業者」という。）が実施する再プラ集約拠点の構築に向けた全体戦略の検討にあたり、必要な情報提供やFS事業内容の見直しを行うこと。

再プラ集約拠点構想イメージ↓



※令和7年度自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（第1回）資料（令和7年10月28日）

（2）公募の対象事業実施者

申請者は、地方公共団体等や事業者等*を原則とする。複数の地方公共団体や事業者等が連携して提案することを原則とした上で、代表事業者又は団体が申請者となること。なお、1社、又は1団体での申請は原則対象外となる。

※「事業者等」とは、以下を想定し、いずれも「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者に限る。

① 民間企業、② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、③ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、④ 特定非営利活動法人、⑤ 学校法人、⑥ その他団体（FS事業実施に必要な経理基盤、実施体制を有する団体に限る）

（3）公募の要件

公募については、以下を必須要件とする。

- 令和7年10月28日に実施した令和7年度自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（第1回）にて提示された再プラ集約拠点の構築に沿うこと。
- 受け入れ原料については、特定の由来に限定することなく、多様な由来の受け入れを検討対象と

していること（ただし、実装において受け入れのタイミングが異なることは問題ない）。

・想定需要先について、幅広に需要先を検討すること。ただし、少なくとも自動車向けは需要先として検討対象としていること（計画の中で最初に自動車向けを対象とすることを限定するものではない）。

・再プラ集約拠点の設置を見据えた調査であり、再プラ集約拠点の実装に向けた実効的な取組であること。

※すでに事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業計画又は過年度の環境省 FS 事業、又はモデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業計画は、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的な取組と見なされず採択されないので注意すること。

※FS 事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展が期待されるものを高く評価する。

※事業実施の前に、環境省で開催する審査委員会を経て、環境省と事業計画内容についての事前調整を図る場合がある。

※解体、回収工程等廃棄物時点での分別高度化、高品質化に主眼に置く事業については本公募の対象外となる。

（４）事業の採択件数・支援額

本事業の採択件数は6件程度を予定し、1事業当たり上限2,800万円（税込）の支援を行う。

（５）事業の助成内容

本FS事業では、申請者の事業計画に沿って、事務局請負事業者と産官学連携業務請負事業者が連携の上、技術的支援（例えば、社会実装までを見据えたロードマップの整理、経済合理性や再プラ供給量拡大に向けた効果の推計・分析等）を行うとともに、事業実施に係る実費の全額または一部を支援する。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうち本FS事業の実施に必要と認められ、かつ本FS事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

具体的な額については、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。

- ・会議・調整の費用（例：会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・調査・検討・分析の費用（例：アンケート調査の実施費用）
- ・外注する事業者等への委託費（例：人件費）
- ・その他FS事業の実施に必要と認められる経費

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

※備品購入費や施設整備費（FS事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。）等、

- 事業終了後に財産となるような支出、単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。
- ※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に準じ、原則切り捨てとする。
- ※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

（6）事業の実施期間

選定結果の通知後から令和9年2月26日（金）まで

（7）事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者とともに協議の上決定するものとする。

また、本FS事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負業者に定期的に報告することとする（頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負業者より提供）。また、事業の進捗状況については、別途環境省及び産官学連携業務請負事業者向けの進捗報告会にて報告することとする（3回程度、対面とオンラインのハイブリット、環境省内の会議室にて実施を想定）。

3. 応募方法等

（1）応募方法

別添2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記（3）の宛先まで電子メールで提出すること。

（2）公募期間

令和8年2月26日（木）14:00から同年3月18日（水）18:00まで（必着）

（3）応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：seidosuishin-circulation@env.go.jp

（4）問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

担当（河田・福井・南野）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：seidosuishin-circulation@env.go.jp

※可能な限りEmailで問い合わせること

TEL：03-6205-4946

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、環境省が開催する有識者等を構成委員とした審査委員会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

(2) 選定基準

FS事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) FS事業の有効性

- ・令和7年10月28日に実施した令和7年度自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム(第1回)にて提示された「再生プラスチックを集約し、モノづくり産業への安定供給体制を構築する」という再プラ集約拠点の構想に沿っているか。
- ・期待される効果と事業費との妥当性。

(イ) 事業としての継続性、発展性

- ・具体的な計画・予定が検討されている、又はFS事業にて検討される予定であり、FS事業終了後も、FS事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。

(ウ) FS事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。
(※他の地方公共団体又は過年度のFS事業にて類似の事例が存在するが、申請団体では初めての事業である場合は、新たに検討・実証すべき課題や地域の特殊性を明記すること。)

(エ) FS事業の具体性・実現可能性

- ・実施計画書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・FS事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・FS事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・関連団体等(地方公共団体、事業者、市民団体等)との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。(又はFS事業内で協力や連携を図ることが具体的に計画されているか)

(3) 選定結果

選定結果は、令和8年4月頃に申請者へ文書等により通知する。(状況に応じて、通知時期は前後する場合がある。)

5. その他(注意事項など)

- ① 連携する事業者等が、他の事業者等による FS 事業の公募の参加団体等であることを制限しない。ただし、提案する FS 事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ② 採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、FS 事業等を実施する者として事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者に従い提出すること。
- ③ 事業の進捗状況、環境省への報告内容等から事業計画に基づく事業実施が困難と認められる事業については、採択が取消しとなり、FS 事業実施者に対し支援対象経費が支払われない場合や、支援対象経費の返還が求められる場合がある。
- ④ FS 事業終了後、事業成果のフォローアップ（FS 事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

※令和 7 年度自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（第 1 回）の開催について

https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00063.html

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上